

候様手段も可仕旨申聞候得共、同人始之者追々断之上為体ゆへ、
此上如何体之御吟味被為仰付候共、賄方方便無御座候由申聞候
儀御座候

右申上候始末ニテ訴答共之了簡行違内熟不行届候付、聊之出入御
断申上候旨、甚以奉恐入候得共、此段御解奉申上候候、猶書付ニ
難申上所、口上ニ而も可申上候、以上

鵜沼村

巳

取扱人

七月六日

桜井長兵衛

同断

安右衛門

水野篤助様

御陣屋

乍恐奉願上候御事

古市場村源兵衛より鵜沼村内小伊木分林蔵初へ懸り候金子返済滞
出入之儀ニ付、林蔵初段々御吟味ニ御座候所、鵜沼村桜井長兵衛、
山田安右衛門兩人内輪え立入挨拶有之、別紙証文写之通双方無申
分熟談内済仕候間、乍恐源兵衛より奉出訴候願書類御下被下置候
様奉願上候、右願之通御聞済被下置候ハ、難有仕合可奉存候、以
上

各務郡古市場村

訴訟人

源兵衛

同村庄屋

喜内

鵜沼村小伊木組

相手方

林蔵

親類請人 平三郎

組頭 惣七

庄屋 大竹太左衛門

右訴答之者共奉申上候通、双方無申分内済仕候儀ニ御座候間、御
吟味下ヶ之左於私共も奉願上候、仍之
奥印仕候、以上、

鵜沼村

桜井長兵衛

山田安右衛門

水野篤助様

御陣屋

差上申証文之事

一金拾四兩壹分

利銀貳百貳拾匁壹分八厘

内

金拾兩 当金返済

利銀貳百廿匁壹分八厘勘弁引

残テ金四兩壹分

内 金壹兩 当十一月返済筈

又残テ 三兩壹分也

但し此分来午年より来ル卯年迄拾ヶ年済、但し壹ヶ年ニ銀
拾九匁五分宛、毎歳十二月廿日迄ニ返済筈

右ハ貴殿より借用罷在相滞候付、御出訴ニ相成御調之上村方桜井
長兵衛、山田安右衛門殿内熟方被仰付、御兩人より段々御取扱ニ
而前頭割府之通御勘弁被下忝奉存候、然ル上ハ前条当金ハ勿論同

甘勿壹分八厘ハ致勘弁、元金之儀ハ別紙証文写之通請取之候筈
取極、双方聊申分なく熟談内濟仕、偏ニ御威光とありかたく奉
存候、然ル上ハ右一件ニ付重而双方より御願ヶ間敷儀申上間敷
候、為後証訴答連印濟口証文差上申所如件

野口^④斧吉支配所

濃州各務郡古市場村

訴訟人 百姓 源兵衛

同村庄屋 喜内

尾州御領

同州同郡鵜沼村内小伊木分

相手方 林藏

同村同人親類

証人 平三郎

同村組頭 惣七

同村庄屋 大竹太左衛門

同村庄屋

取扱人 桜井長兵衛

同村年寄

同断 山田安右衛門

太田

御陣屋

○乍恐奉再願候御事 (三ツ池新田火打野御林・字山神附林御伝馬
秣場に立置願いにつき) (二六—一〇六)

乍恐奉再願候御事

先達而御願奉申上置候当村三ツ池新田西火打野御林添、西ハ他領
御境目迄、東西長四百間余、幅拾五間通、宝永年中御料所各務村
と野方及出入候節も右拾五間通之儀ハ御伝馬秣場ニ而論地ニ而ハ
無御座、享保年中御林御見立火打野御林御取立被為遊候節も、右
秣場之儀御手指無御座、然ル所五拾ヶ年已前、山本市郎左衛門様
御支配之節、御林生木并地子秣場迄野村地主前田七右衛門と申者
え、右場所不殘御売払ニ相成所、七右衛門控に相成申候ニ付、其
後小笠原九郎右衛門様え右御伝馬秣場之始末御願申上候処、いつ
れ御聞濟被下置、右七右衛門より御取戻被成下、弥此後御伝馬秣
場ニ致置可申由ニ被為仰渡、難有仕合御座候処、式拾ヶ年程已前、
右秣場并大伊木組村続キニ御座候字山神附と申村林ニ御座候処、
近藤三左衛門様、山田伝三郎様御林掛りにて、三ツ池新田之御出
張御座候節、右村林御引揚、穂木并小松御生附御林ニ被遊候ニ付、
其節も右近藤様、山田様えも右山神附之儀ハ先年より村林之義ニ
付、此度御林ニ御引揚之儀ハ御断再応御願申上候得共、一円御承
知無之、無体之御引揚ヶニ相成候、附而ハ当宿御伝馬式拾五疋馬
飼料草場、其節より相減候付、御伝馬給金追々相増候、尤御上様
より毎歳金三拾両宛為御扱頂戴仕候得共、其余金百五拾兩余之処、
毎歳村包ニ相成、下用免悉ク相増、大小之百姓一統困窮難渋仕候、
右は前頭奉申上候通置承、年中論外之場所并前田七右衛門え御売
払之節も火打野附拾五間通ハ御引戻シ、御伝馬式拾五疋秣場ニ相
立置可申旨ニ而、御差戻し被下置候場所之儀候間、何卒右兩所共

先年之通村控ニ可相成様御差戻被下置候様奉願上候、乍恐右場所式ヶ所共御差戻し候義、是迄も追々奉願上置候得共、今以何之御下知も不被下置候間、困窮之村方ニ尚更困窮弥増、村方一統迷惑仕候間、何卒御手厚御勘弁被下置、御慈悲御調之上、右地所先年之通村控ニ御指戻被下置候様、幾重ニも奉願上候、願之通御聞濟被下置候ハ、年々御伝馬足金も相成、下用も相ゆるみ御馬相統之談ニも可相成一同難有仕合可奉存候、以上

鶴沼村

百姓惣代

安兵衛

同 八百七

同 善九郎

同 繁藏

組頭

次郎助

同 平助

同 五兵衛

同 坂井銀右衛門

庄屋

山田甚之右衛門

同 国定市兵衛

同 桜井岡右衛門

水野篤助様

御陣屋

○奉願上候御事 (三ツ池新田神明宮拜殿再建につき) (二六一—〇七)

奉願上候御事

鶴沼村三ツ池新田

神明宮

長三間

一拜殿

梁式間

瓦葺

右ハ私控ニ御座候所、近年拜殿及大破候ニ付今般再建仕度、尤是迄有来間数ニ而ハ宮藏風雨等之節々、氏子之者共難渋仕候間、今度間数統足長五間如元瓦葺ニ再建仕度、仍之奉願上候、就夫右境内ニおゐて松目通し六尺廻しより三尺廻し迄木数拾六本、長五間より三間迄

右木品堀倒ニ伐採申、再建足木ニ仕度旁奉願上候、勿論修復ニ付他村寄進奉加等一切不仕、氏子村中納得仕何方ニ少しも故障無御座候間、右之願之通被仰付被下置候様、寺社御奉行所へ被仰達被下候ハ、忝可奉存候、以上

天保三辰八月

各務郡鶴沼村

玉泉院印

○伐採寸明覚 (二六一—〇八)

伐採寸明覚

一松六尺廻り

壹本

但し長五間

一同五尺廻り

五本

右の如く申す

杉野の地持
神の宮

一 洋殿の言 瓦葺

右ハ私北に建ル此の御宇迄及大御宇
今般存建仕方も是と有申す
室物は向宮くは向く一と大御宇迄
り今存る御座は御座りかゝる

葺之再建仕方の事知れ候不在候
ありては同日申す人申す候
折上中在草物御座候申す再建仕方
仕方申す申す候御座候申す再建仕方
一切石灰より御座候御座候申す再建仕方
御座候申す申す候御座候申す再建仕方
御座候申す申す候御座候申す再建仕方

天保二年

右の如く申す
御座候申す

但し長四間半迄

一同四尺廻り

長四間迄

一同三尺廻り

但し三間半迄

木数拾六本

右之通寸明相改相違無御座候、以上

辰八月

う沼村

玉泉院

八本

式本

○乍恐御達シ奉申上候御事（両助物置一軒焼失につき）（二六一）
一四一

乍恐御達シ奉申上候御事

一 萱葺物置志軒

但し 長 五間

鶴沼村

両助

梁 式間

右ハ昨廿五日夜八ツ時頃出火仕候付、早速村中駆付火防申候得共
折節風烈敷、手ニ不及焼失仕候、火之様子吟味仕候処、一昨廿四
日朝、箕二灰を取置ながら其儘ニ指置候処、定メ而火残り居候哉、
右灰より吹起り候哉と出火仕候義と相見、外ニ怪敷義等一切無御
座候、尤類焼等無御座、仍而早速御達シ奉申上候、以上

右村

庄屋

寅
二月廿六日

山田甚之右衛門

桜井岡右衛門

水野篤助様
御陣屋

○乍恐奉願上候御事（文化十四年焼失の旅籠・家屋再建の拝借金、
当冬の返上金減額の願いにつき）（二六一二〇〇）

乍恐奉願上候御事

鶴沼宿年寄

一金壹分貳朱

坂井銀右衛門

同

一同三分貳朱

旅籠屋七人

百姓

一銀壹匁

孫八

右は去ル文化十四丑年焼失仕候節、御拝借仕御願を以て家居夫々
取建、渡世罷在難有仕合奉存候、然ル所右御拝借返上先達而被為
仰候通、年々御返上相勤可仕筈ニ候処、乍恐下地困窮之者共故是
迄返上方追々滞り、此段奉恐入候、尚亦今般都而御取立方被為仰
付候間、右人別者共早速呼出し返上方可相勤旨、嚴敷申付候処、
乍恐当秋之義田畑共近年稀成不作、殊ニ近年此節大名様ハ勿論、
諸御家中様共年々御通行薄く相成、旅籠屋共一統内輪難渋仕□罷
在候仕合ニ付、当冬之儀村方御年貢勘定取立方も無覚東年柄之儀
ニ御座候間、乍恐御上様ニハ御大怒之御儀ニ御座候間、御慈悲御
勘弁被成下、当暮返上方之儀にて御用捨被下置候様、重々厚く奉
願上候、併シ是迄も追々年過御断奉申上来り候儀も御座候故、弥
御取立被下置候様候ハ、前々奉申上候通返上金等減シ御取立被
下置候様、重々奉願上候、願之通御聞濟被下置候ハ、旅籠屋共

Handwritten document on the left side of the page, containing vertical Japanese text in cursive style. The text is a copy of the main text above, written in a fluid, calligraphic hand.

Handwritten document on the right side of the page, containing vertical Japanese text in cursive style. This document includes the list of names and amounts from the main text, such as '一金壹分貳朱' and '一同三分貳朱', along with the names of the recipients like '坂井銀右衛門' and '旅籠屋七人'.

ハ不及申、私共ニおみても難有仕合可奉存候、以上

右宿本陣

西十二月

問屋兼

庄屋 桜井岡右衛門

矢野藤九郎様

御陣屋

○乍恐奉願上候御事（百姓難洪につき各務野新開指留願い）（二

六一四二）

乍恐奉願上候御事

一当村各務野大坂表嶋屋市兵衛と申者、田新田ニ新開仕度由ニ而、追々笠松御陣屋え出願候趣ニ而、去十二月笠松方星野又右衛門様始、其外側嶋村伴藏と申者、外ニ五六人同道、加茂郡上古井村始ニ而、夫より村々当村地内迄水道ニ可相成場所御見分御座候処、右始末当村方百姓共一同見聞候ニ付、乍恐当村各務野野方之儀、先年より右野方下草苧取、年々御本田肥ニ仕、相統不仕候而は御本田相統難行届、地生ニ候処今般右野方一面新開ニ相成候てハ御本田相統難行届、其上水道敷地御本田之内、禿地等ニ相成候而ハ大小之百姓一統相歎、何卒当村内各務野之分新開仕候儀ハ乍恐御指留被下置候様、一同願出申候間、厚く御勤考被成下置候様奉願上候、其内御他領御支配野方御新開相成、当村内御本田不抱北山根通水道ニ相成候儀ハ、村方おゐる指障り之儀無御座候、全体当村方之儀御百姓近來人少ニ御座候処、其上追々散田相増、此節ニ而ハ凡散田六百石余も出来仕、此分ハ毎歳損米多分相立、高掛り仕候村方之儀ニ付、是迄も御本田

相統漸々仕來候処、尚亦今般各務野一面新開切起、他領村々よ

り越百姓等多分相越候而ハ、第一御伝馬式拾五疋、馬草場并肥草等取賄候方便無御座次第ニ相成、大小之百姓一統難洪之趣願出候間、何卒此段厚く御勤弁被成下、当村各務野新開之儀ハ御指除キ被成下候様、重々奉願上候、願之通御聞濟被下置候ハ、大小之百姓一統難有可奉存候、以上

鵜沼村

庄屋

寅正月

山田甚之右衛門

大竹翁助

国定市兵衛

桜井岡右衛門

水野篤助様

御陣屋

○乍恐御内達奉申上候御事（紀州様御家中則岡庄司乱心につき鵜

沼宿にて召捕の手配につき）（二六一四八）

乍恐御内達奉申上候御事

当月廿二日、紀州様御家中則岡庄司様上下三人、当宿嶋屋定右衛門と申者方ニ御泊り有之候処、同夜九ツ時頃、紀州様御徒目附、御小人目付、御勘定所御同心衆、其外下役衆共、同勢式拾三人、加納宿より早駕籠ニ而、当宿へ御入込被成、当宿宿端若竹屋平三郎、三国屋万兵衛と申旅籠屋ニ内分ニ而宿御取被成候上、当宿同心役人壹兩人極内々ニ而尋度儀有之候故、早々罷出候様被仰付候間、早速年寄兩人罷出御用向承候御旅宿へ指遣候処、今夜当宿

内ニ紀州家中則田庄司同と申者上下三人ニ而、丸棒駕籠老挺分持老度ニ而、此筋通行被致候由、右家中今夜当宿ニ止宿有之由承知罷在候、右は何屋源唯方ニ止宿有之候哉、御尋被成候付、右は当宿嶋屋定右衛門と申者方ニ御泊有之候由申上候処、右家中故障之筋有之候故、当宿ニ而召捕、国許へ召連可申由被仰聞、夫ニ付何時頃、明朝出立之事ニ候哉、嶋屋定右衛門方ニ而内々承合候様被仰付候間、右御宿へ宿役人相窺ひ申上候処、明朝七ツ時出立之由被仰聞候間、其段直様右御同勢様へ申上候処、右御同勢之内御七里役人衆御老人、私方え内分ニ而御出被成、今夜当宿止宿有之候同家中則岡庄司、当宿ニ而召捕候手配致度候間、宿御用挑灯六張、より捧六本借用致度由被仰付候間、早速取附ひ御用達候処、夫々御手配之始末、御徒目附衆御兩人ハ嶋屋定右衛門方座敷え御通りいろく御掛合有之候趣ニ御座候、御小人目附衆、御同心衆之儀ハ、右旅屋舗表え御締り御附被成置、久敷御掛合有之候処、漸々同夜明ヶ方頃ニ御掛合相濟、当宿より御国許え御引戻シ相成申候、尤御国許より板乗物等も御持參御出被成候得共、右は跡より御持せ有之、則岡庄司様ハ御持合丸棒駕籠御乗り御出被成、御供兩人腰物并錢老筋も当宿よりりうきゆへ包候哉、御持せ御出立ニ相成申候、勿論私心得を以、此度則岡庄司様御座候御事如何之筋ニ而御国許へ御引戻シ相成候哉、内々ニ而右御同勢様之内、御問合申上候処、暫く乱心体ニ相成候故、夫故国許引戻可申由、御内々被仰聞候、勿論併此度一条支配筋等え表立達等之儀ハ、見合呉候様御内々御頼置ニ御座候、其節御立入御座候紀州様、若山和歌山より御立入御座候、御家中御同勢御名前書左ニ申上候

御徒目付

吉川専左衛門

同 木下平右衛門

御小人目付

愛窓嘉市

同 藤本平次郎

同 新植正輔

御勘定同心

大野弥藏

同 中川良右衛門

同 森沢一郎

同 浅山新門

其外下役衆

拾四五人

ノ同勢廿三人

紀州様御家中

則岡庄司

上下三人

此御方御役吏、中小姓

と申す由ニ御座候

書上中候通相違無御座候、以上
右之通候間、あら方以書付内々御達奉申上候、以上

丑五月

鶴沼宿本陣

桜井岡右衛門

太田

御陣屋

水野篤助様

御陣屋

○乍恐御同奉申上候御事（本陣・問屋・庄屋兼務桜井岡右衛門宿村御用につき御陣屋への罷出御免願ひ）（二六一―一四九）

乍恐御同奉申上候御事

当宿本陣・問屋・庄屋兼相勤候桜井岡右衛門儀、御勘定所御吟味筋にて遠方留被仰付、恐入奉畏差控居申候、右ハ御吟味筋如何可有御座候哉、奉伺候儀も猶更奉恐入候得共、最早諸々通行時節も差懸り、問屋・本陣兼罷在候、付而ハ品々御用多并庄屋役え付而も大村之儀ニ而種々事多、宿村御用ニ付御陣屋え罷出候儀差支、甚以迷惑仕候、付而は恐多御同方ニハ御座候得共、宿村御用ニ付御陣屋え罷出候儀御免被成下候儀ハ相叶申間敷哉、乍恐御同奉申上候、以上

鶴沼宿

問屋

丑ノ二月

野口定兵衛

年寄

坂井銀右衛門

同 孫右衛門

水野篤助様

御陣屋

○乍恐御請書奉指上候御事（各務野御林立木落札代金につき）（二六一―一五四）

乍恐御請書奉指上候御事

壹番口 中辻御林

鶴沼村

西町

一千百六拾本

八百七

代金貳拾八兩貳分銀貳匁

貳番口 同御林

一千百八拾本

同人

代金貳拾四兩三分銀四匁六分九厘

三番口 同御林

一千三百五拾本

同人

代金貳拾四兩貳分銀貳匁九分壹厘

四番口 内野物

一七百九拾本

同人

代金貳拾三兩壹分銀七匁貳分三厘

五番口 定山

一貳百八拾本

定吉

代金三兩三分銀壹匁七分八厘

六番口 嫁振

一五百八拾本

同人

代金五兩下銀四匁貳分七厘

七番口 蝙蝠

一貳千六百本

政太郎

代金三拾貳兩銀八匁三分五厘

南町

八番口 往還南畔 同

一千百八拾本 同人

代金拾五兩壹分銀五匁五分

九番口 岩手巾下 同人

一式千百八拾本 同人

代金百三拾五兩銀三匁六分四厘

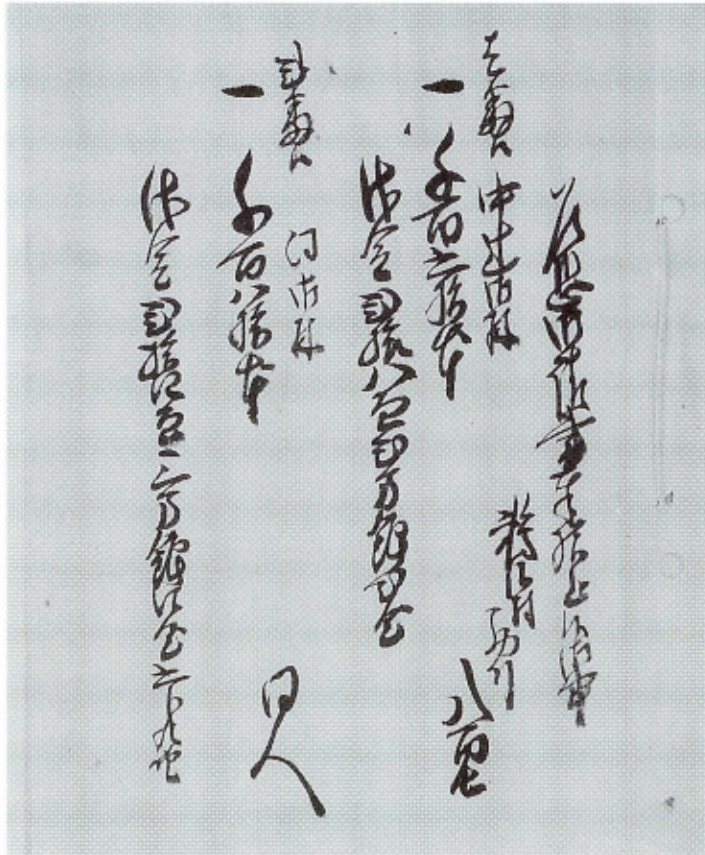
拾番口 蝙蝠 西町 八百七

一式千九百四拾本 八百七

代金三拾三兩銀六匁八分六厘

金三百式拾三兩三分

銀式匁式分三厘



右之通今般当村各務野御林之内、立木ニ而御払落札私共え被為仰付難有承知仕候、附而ハ代金之儀、来ル廿五日迄ニ上納可仕旨被仰渡、是亦承知仕候、右ニ付伐採中心得方之儀ハ入札面御箇条之趣、急度相心得、聊不都合之義仕間敷候、仍之御請書奉指上候、以上

子九月 西町 落札主

西町 八百七

大伊木 定右衛門

西町 政太郎

西町 政太郎

水野篤助様 御陣屋

子九月

右村庄屋惣代

右落札之者共奉申上候通相違無御座候、勿論村方よりも情々見廻り、不都合之義取計不申様急度可仕候、仍之御請書指上申候、以上

右村庄屋惣代 桜井岡右衛門

同 国定市兵衛

子九月

同 国定市兵衛

同 国定市兵衛

同 国定市兵衛

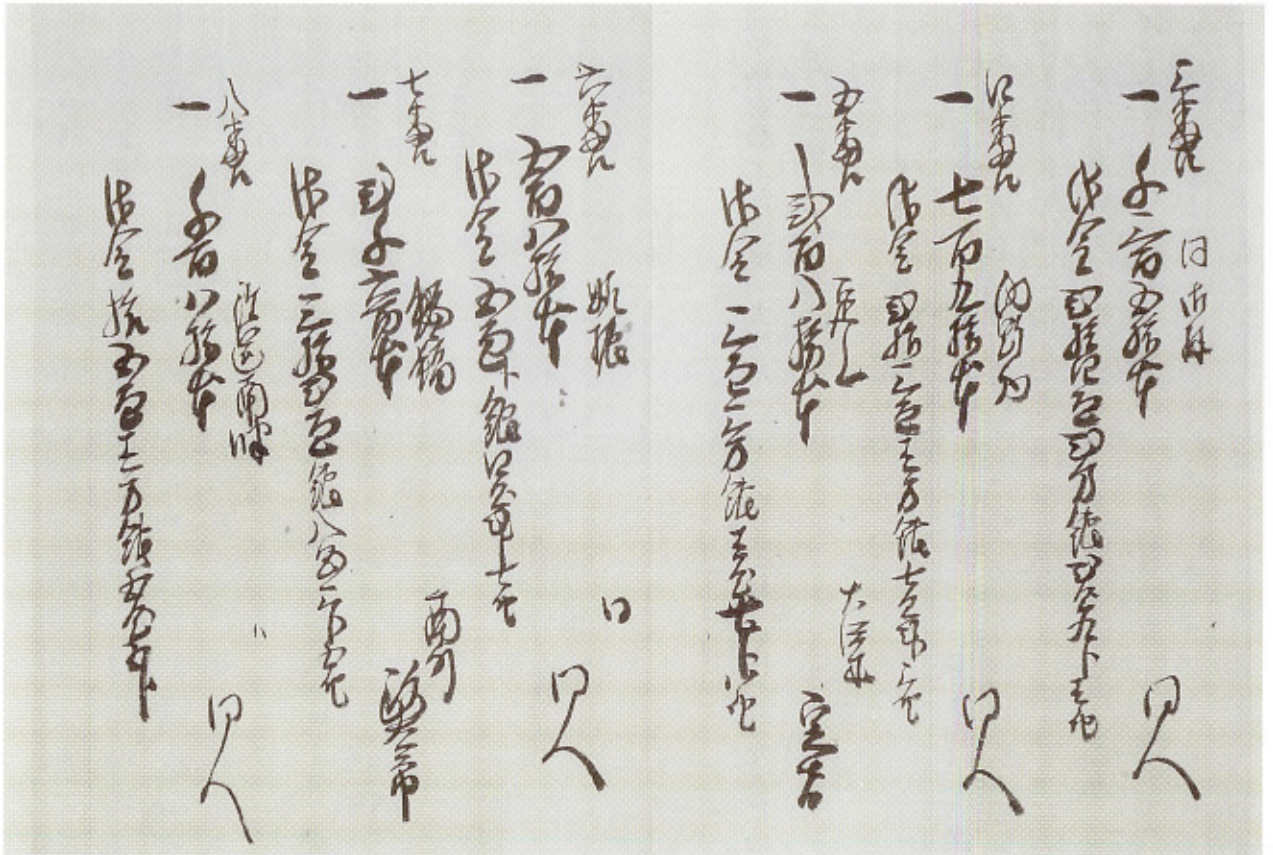
同 国定市兵衛

同 国定市兵衛

同 国定市兵衛

同 国定市兵衛

同 国定市兵衛



○乍恐御達奉申上候御事（御庭御垣用の鳳尾草御尋につき）（二六一一六〇）

乍恐御達奉申上候御事

一鳳尾草長サ三・四尺程之莖

右は今般御庭御垣御用御入用ニ付、御尋之趣拜見承知奉畏候、当村内山々夫々為相尋候得共、当村方ニ而ハ無御座候、仍之御達奉申上候、以上

鶴沼村

子三月

庄屋惣代

桜井岡右衛門

矢野藤九郎様

御陣屋

○乍恐奉願上候御事（山神御林の内山神境内地以外従来通り村方御林廻の者落葉・下草かき取り引請たき願ひ）（二六一一六五）

乍恐奉願上候御事

先達而御尋被為遊候当村大伊木統山神附御林并三ツ池新田西往還添拾五間幅御林、右式ヶ所共当村御林廻り之者共御運上相勤、永久引請ニ仕度由、先達而出願被致候由ニ付、去冬已来村方内輪追々談判仕候処、乍恐当村惣御林落葉・下草共かき取場所之義ハ、先年より村方引請ニ而内輪おゐて村毎ニ受所割合仕置、年々御運上銀当番庄屋え取集メ御上納相勤、右御蔭を以末々之百姓共渡世指加ヘニ仕、御高相続仕来候儀ニ御座候、然ル所、近年各務野御林

多分御伐払、乍恐此節ニ而は末々百姓共年々渡世之指加へ薄く相成、一統難洪相歎居候処、尚亦今般右式所御林之分、御林廻り衆之永久引請ニ相成候而ハ尚又難洪相増、村方一統難洪迷惑仕候由相歎候間、右ハ山神御林之内、山神境内注連縄内程之義ハ御林廻り衆引請ニ被成下、残場所之儀ハ何卒是迄之通ニ御指置被下置候様仕度、重々奉願上候、願之通御聞濟被下置候ハ、乍恐村方願之趣当村御林廻りえ早速御利解被為仰渡被下置候様奉願上候、願之通御聞濟被成下候ハ、大小之百姓一統難有仕合可奉存候、以上

子正月

鵜沼村

庄屋

国定市兵衛

同 桜井岡右衛門

矢野藤九郎様

御陣屋

○乍恐奉願上候御事（大伊木・三ツ池新田百姓新田切起たきにつ
き）（二六―一八四）

乍恐奉願上候御事

当村大伊木組并三ツ池新田之儀、御田地少なく、殊ニ近年追々家数等も相増、作廻申丈御田地無御座迷惑至極奉存候、勿論本郷御田地迄は程遠候村方ニ御座候付、作廻り候儀も難行届御座候、就夫先般各務野御林御伐払被為遊候、左之御林凡拾町程之場所、地代金奉差上、右両村え被下置候ハ、切起御見取所ニ仕度奉願上候、尤水掛り等難行届場所ニ御座候、都而御新田ニ切起永久相続仕度奉願上候、乍恐右両村百姓共是迄御林伐取無御座、已前ハ末々之

者共御林落葉等御運上場ニ而買請、夫々渡世も仕居候処、先般多分御林御伐払ニ相成候付、右両村末々之百姓共一統渡世送り方、方便無御座難洪迷惑仕候処、前々奉申上候通、大伊木并三ツ池迎も全体御田地少々之場所ニ御座候付、右奉願上候通御聞濟被成下候ハ、両村一統取続、永久御新田相続為仕度奉願上候、仍之今般御新田ニ切起度場所絵図面相添奉願上候、何卒両村御救被為思召諸願之通御聞濟被下置候ハ、一統難有仕合可奉存候、以上

御新田切起度場所書之覚

一 南辻 御林

凡五町程

此地代金 貳拾五兩

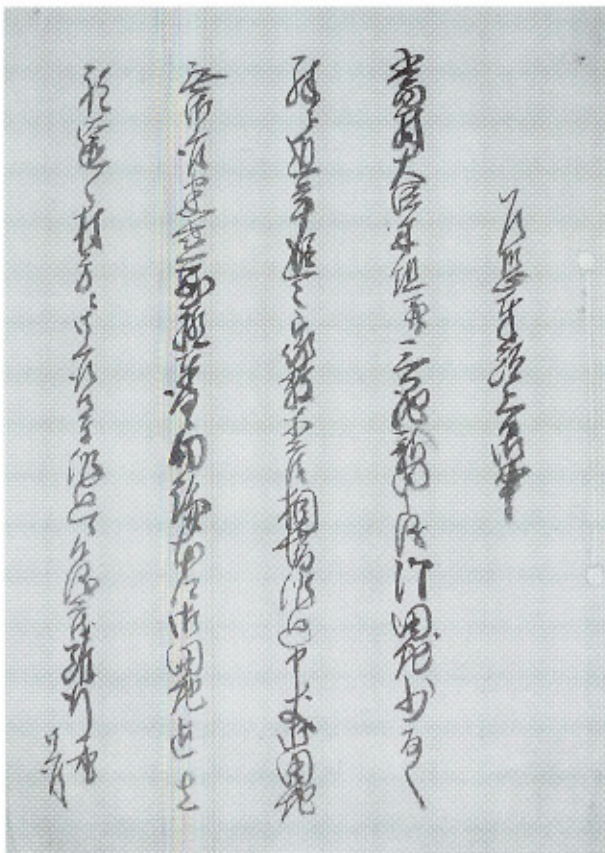
但松伐株共

山神附

一岩手巾下

平井 平下夕共

凡式町程



此地代金 拾貳兩
 一火打野御林 但 山神より
 此地代金 五兩 東之分
 但松伐株共 凡三町程
 但し松伐株共

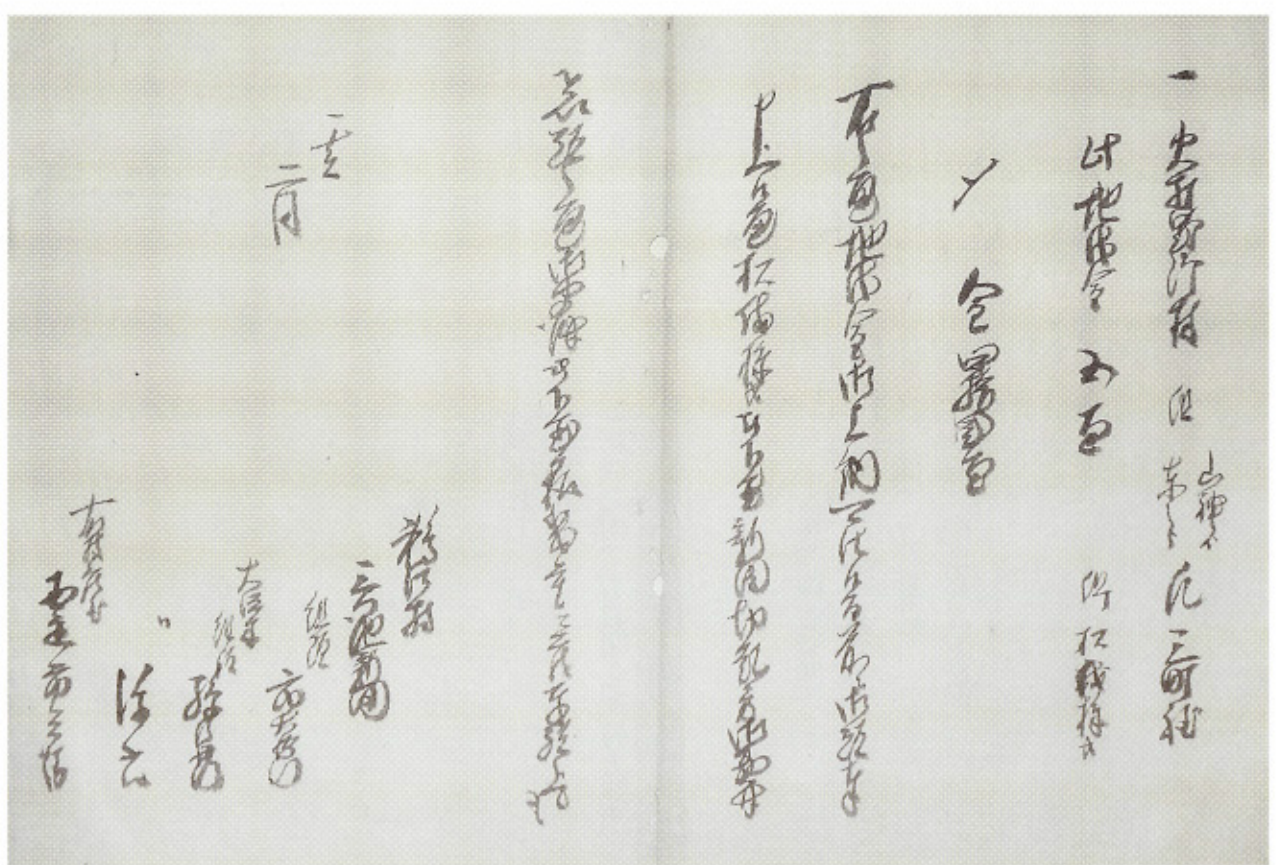
右之通地代金御上納可仕候間、前ニ御願奉申上候通、松伐株共被
 下置、新田切起方御勘弁を以願之通御聞濟被下置候様、幾重ニも
 奉願上候、以上

亥

二月

矢野藤九郎様
 御陣屋

三ッ池新田 組頭
 大伊木 市右衛門
 孫左衛門 組頭
 同 弥六
 右村庄屋 国定市兵衛
 同断 桜井岡右衛門



乍恐御達奉申上候御事

一 米 七百四拾七石五斗

鵜沼村

外二 四石

返納米

内

式拾三石

御居米

式百廿四石五斗

十一月廿二日

外二 四石

返納米

式百五拾石

同廿四日

式百五拾石

同廿六日

右之通当戌年広井御蔵入当村御物成之内、右日限之通村方津出シ可仕候間、積船御廻シ被下置候様仕度奉願上候、仍之右御達奉申上候、以上

右村庄屋

戌

桜井岡右衛門

十一月

同 国定市兵衛

同 大竹翁助

同 山田甚之右衛門

矢野藤九郎様

御陣屋

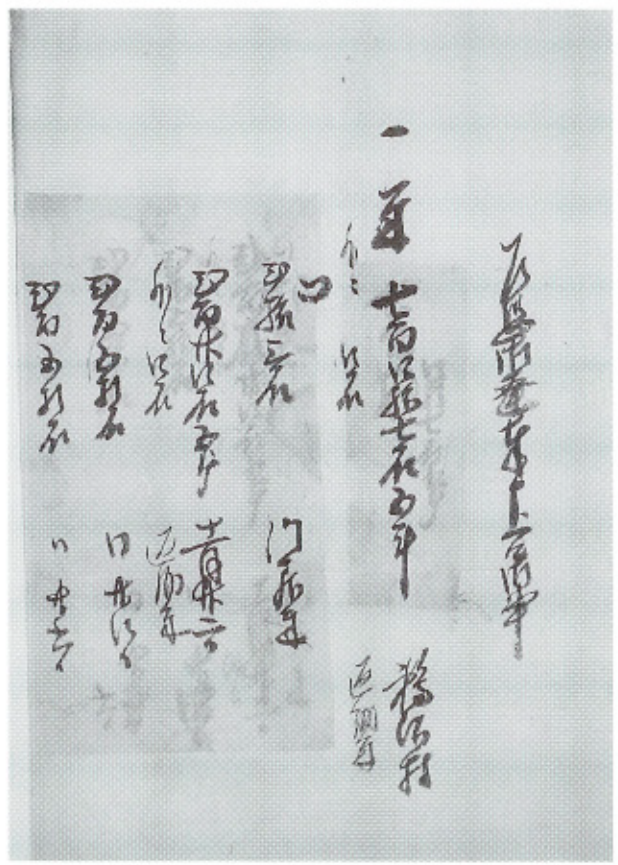
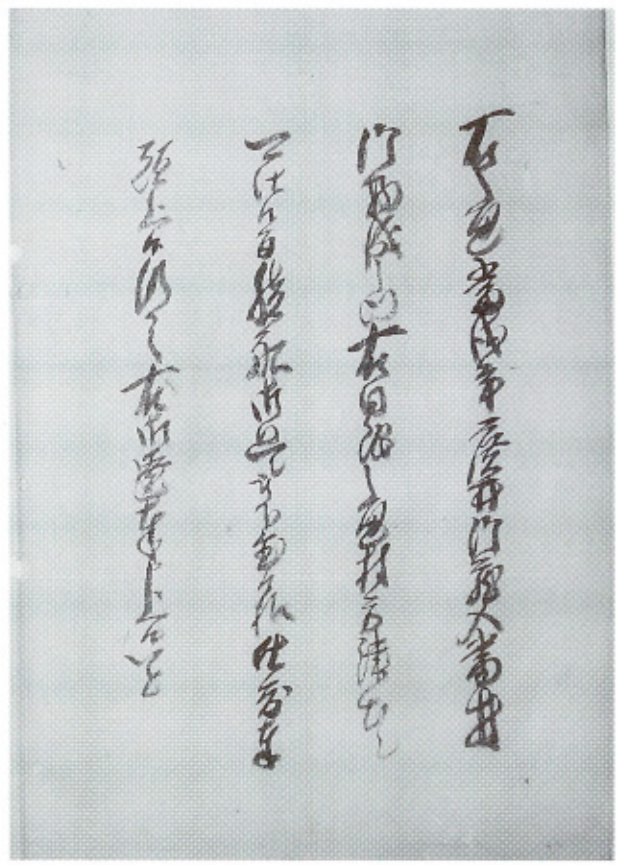
乍恐御達奉申上候御事

一 米 七百四拾七石五斗

鵜沼村

外二 四石

返納米



○乍恐御達申上候御事（去酉年円城寺より積出す広井御蔵入米運賃につき）（二六―一八八）

乍恐御達申上候御事

一米 百三石

但し米百石ニ付式石式斗七升宛

円城寺より
広井御蔵迄
運賃米

此運賃米式石三斗三升八合壹勺

兩ニ八斗式升替

代金式兩三分 六匁八厘

米百三石分

一錢壹貫五百式文

広井御蔵前

水揚賃錢

壹石ニ付拾四文ツ、

此銀拾三匁四分五厘

二口ノ金三兩四匁五分三厘

内

錢拾貫三百文

円城寺

水揚賃米

壹石ニ付百文ツ、

此金壹兩式分式匁式分四厘

指引錢

金壹兩式分

式匁式分九厘

可差上分

右ハ去酉年御物成之内、米百八拾八石木曾御廻シ米ニ被仰付、土

田村渡ニ相成候筈ニ御座候処、其後御繰替ニ相成、右石数不殘円城寺渡ニ被仰付候ニ付、円城寺より広井御蔵迄積下シ、運賃差出方之儀被仰付奉畏、其節運賃差引書付、差上置申候処、前頭石数之内、八拾三石土田村え相渡、残而三石円城寺え相渡申候ニ付、積下運賃差引、去冬御達申上置候とハ相違仕候ニ付、今般又々書付を以御達奉申上候、以上

戌

八月

同

鶴沼村庄屋

桜井岡右衛門

国定市兵衛印

矢野藤九郎様

御陣屋

○乍恐御達申上候御事（鶴沼村の高年者）（二六―一八七）

乍恐御達申上候御事

鶴沼村

羽場町組

清次郎

母 年九拾壹歳

同村

東町組

喜右衛門

母 年九拾壹歳

ノ 式人

当戌年右書上申候通、当戌年右兩人高年者ニ御座候間、仍之御達奉申上候、以上

戌八月

桜井岡右衛門

矢野藤九郎様

御陣屋

○乍恐奉願上候御事（村方困窮難法の折、各務野御林伐払の節御手当金百兩下置かれたきにつき）（二六一一九三）

乍恐奉願上候御事

当村各務野御林之儀、享保年中御取立被為遊候後、御勘定奉行様始、其外御役人様方折節御見分等被為有、尚亦是迄御伐出シ并御手入等之節々都而當村方御休泊等も追々被為仰付候御儀ニ御座候、数年来之間右等之節々下用多分相掛り罷在候故、宝永年中御料所各務村と御林地境出入ニ及候節、永々笠松御陣屋表え罷出逗留仕罷居、尚亦文化年中ニも同所御林地境通各務村と出入ニ相成候節も、村方え引請欠合ニ及候節も、大双之物入、下用多分相掛り居候儀ニ御座候、乍恐右御林一条ニ付而は、是迄當村方多分物入、下用相掛り候仕合ニ御座候、然ル所先達而御林数ヶ所御入札ニ被為仰出候節、可相成は相応之御直段を以村方引請ニ仕、払相立殘金も出来候ハ、下用入用え指加へ、村内一統之助成ニ仕度存念ニ御座候処、存外宜敷御直段落札ニ相成、乍恐御上様ニハ格外之御為筋ニも被為在候御儀ニ奉存候、附而ハ前頭奉申上候通、享保年中御取立後、追々下用も相掛り居并今般御林御伐払ニ相成候付、去々申年より當年迄兩三年之間、御用状繼立方并御林御取小家詰御役人様御引替之節々、御証文人足繼立方并御休泊等ニ付、夫々下用も相掛り困窮之村方、尚更難澁至極ニ奉存候間、何卒右等之趣御賢察被下置、御慈悲御勘弁之上大小之百姓御救と被為思召訳、何卒今般金子百兩村方え為御手当被下置候様仕度、奉存候願上候、

願之通御聞濟被下置候ハ、大小之百姓取続、永久御高相続可仕候、一同難有仕合ニ可奉存候、以上

鶴沼村庄屋

桜井岡右衛門

戌六月

同 国定市兵衛

同 大竹翁助

同 山田甚之右衛門

矢野藤九郎様

御陣屋

○乍恐以書付奉願上候御事（大伊木百姓より三ッ池新田百姓出願の新造横越船渡船取下げ願いにつき）（二六一一九七）

乍恐以書付奉願上候御事

当村之儀ハ御本田御高八拾石余ニ御座候処、畑方計ニ而御年貢等難相勤村方ニ御座候間、然ル所延享三寅年より横越渡船御願奉申上、御聞濟之上ニ而是迄関・上有知并兼山行商荷物、其外村方ニ而作り立候早芋、生糸名古屋枇杷鳴へ附出、市売仕候、渡船ニ而賃取村方下用之指加へニ仕、御高相続仕来り候、附而ハ此節風聞ニ承り候処、各務野御林出張先小山鼻下ニ新造横越渡船出願等仕度旨、同村之内三ッ池新田より出願等指出申度由、追々風聞ニ承申候、乍恐當村方之儀ハ御本田所之儀ニ付、本田同様別年下用等も先年より相勤来り候、三ッ池新田之儀ハ本田下用等ハ相勤不申、三ッ池新田村内之下用計之事ニ候故、当村トハ違イ余程事安キ村柄と奉承知候、是等之趣御勘弁被下置候、勿論坪内様御領分御境迄川御用之儀ハ先年より当村から相勤来り、右場所之儀ハ当村之根地ニ相違無御座候、若シ今般三ッ池新田より新造横越船等之始

大竹太左衛門殿
 山田甚之右衛門殿
 右之通当村枝郷大伊木之者共より私共え書付指出候間、写以御達
 奉申上候、乍恐大伊木之者共願出候通相違無御座儀ニ御座候間、
 万一三ッ池より新規横越所之義御願申上候而も御取揚被下間敷様、
 奉願上候、村内納得不仕候儀ハ若三ッ池新田相願候共難行届儀ニ
 御座候間、仍之此段御達旁奉願上候、以上
 鶴沼村庄屋
 桜井岡右衛門
 国定市兵衛
 大竹翁助
 山田甚之右衛門
 戊四月

大竹太左衛門殿
山田甚之右衛門殿

右之通当村枝郷大伊木之者共より私共え書付指出候間、写以御達
 奉申上候、乍恐大伊木之者共願出候通相違無御座儀ニ御座候間、
 万一三ッ池より新規横越所之義御願申上候而も御取揚被下間敷様、
 奉願上候、村内納得不仕候儀ハ若三ッ池新田相願候共難行届儀ニ
 御座候間、仍之此段御達旁奉願上候、以上

戊四月

鶴沼村庄屋

桜井岡右衛門
国定市兵衛

大竹翁助

山田甚之右衛門

矢野藤九郎様

御陣屋

大伊木川庄屋
 孫左衛門
 同村組頭
 弥六郎
 同断
 文左衛門
 同村百姓代
 九兵衛
 平助
 御庄屋
 桜井岡右衛門殿
 国定市兵衛殿

末願出候共、右御取計方之儀ハ不被下置候様仕度奉願上候、尤右
 場所ニ新造横越渡船等相立候而ハ、全体困窮之村方助成手薄相成
 候而、御田地相統難相成者共多分出仕、御田地指出シ散田等ニ
 相成候而ハ、殊更村方一統難洪之儀ハ眼前ニ奉存候間、何卒是等
 之趣御察被下置候様、宜敷御取計村中一統奉願上候、以上

戊四月

大伊木川庄屋

孫左衛門

同村組頭

弥六郎

同断

文左衛門

同村百姓代

九兵衛

平助

御庄屋

桜井岡右衛門殿

国定市兵衛殿

史料読下し文

○恐れ乍ら願い上げ奉り候御事（尾州葉栗郡村久野村儀右衛門、
鵜沼村直右衛門跡相続し百姓致したきにつき）（二六―二八）

恐れ乍ら願い上げ奉り候御事

鵜沼村百姓

直右衛門

右の者、去る卯年家内残らず死に絶え、相続の者御座なく候ところ、尾州葉栗郡村久野村儀右衛門と申す者、叔母の附近親の者にて、当巳年四十八歳に罷り成り、当卯年より右儀右衛門と申す者家内引越し、右直右衛門跡相続仕り、当村御百姓仕らせたまき由、親類の者共願い出で申し候、尤も右儀右衛門儀、至って実体なる者に御座候て、当村御百姓・庄屋存じ奉り候、勿論村方并に親類の者共、一統納得の儀につき、願いの通り御聞濟み下し置かれ候て、三通物等写し替えさせ、当春より当村宗門帳へ御載せ申したき哉にも仕り度く候間、願い上げ奉り候、願いの通り御聞濟み下し置かれ候はば一統有り難く存じ奉るべく候、以上

鵜沼宿

巳

庄屋

三月

桜井岡右衛門

水野篤助様

御陣屋

○恐れ乍ら願い上げ奉り候御事（南宮社人後藤信濃病死、弟跡職相続につき）（二六―五九）

恐れ乍ら願い上げ奉り候御事

当村南宮社人後藤信濃儀、当六月病死仕り候につき、御達し申し上げ置き候、しかるところ、同人弟式部と申す者、当年二十八歳に相成り候ところ、これ迄信濃方に同居仕り、神職勤め方申す儀も見習い罷り在り候につき、兄跡相続仕りたまき旨申し聞こえ候につき、村中相談仕り候ところ、同人義人質も是一□掃得仕り、故障の筋も御座無く候間、何卒右式部へ信濃跡神職仰せ付けられ候よう、寺社御奉行所へ御達しなされ下し置かれ候よう仕りたく、願い上げ奉り候、以上

鵜沼村

氏子惣代

午八月

甚右衛門

組頭

嘉右衛門

庄屋

桜井岡右衛門

水野篤助様

御陣屋

○恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事（岡右衛門本陣・問屋・庄屋役退役、伴長兵衛役相統願ひにつき）（二六一—一〇九）

恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事

私儀、文化六巳年父長兵衛跡、本陣・問屋・庄屋役儀仰せ付けられ、苗字帯刀繼目御免下し置かれ、その後御目見・宗門自分一札共一代切御免下し置かれ、御蔭を以て三役共当辰年迄二十四ヶ年故障無く相勤め有り難き仕合わせに存じ奉り候、しかるところ、私義追々老衰仕り役儀相勤め難く候につき、伴長兵衛儀当辰三十七歳に相成り、追々宿村御用向き見習相勤め置かせ候儀に御座候、ついでには恐れ多い御願ひに御座候えども、何卒私義退役仰せ付けられ、伴長兵衛へ私代の通り本陣・問屋・庄屋共仰せ付けられ、苗字帯刀の儀・繼目并に御目見・宗門自分一札とも御免下し置かれ候よう願ひ上げ奉り候、尤も宿村御用向等指し□候節は、私儀も埋め仕り御用御指し支え無く相勤め申すべく候間、何卒御願ひの通り仰せ付けなされ下し置かれ候はば、有り難き仕合わせに存じ奉るべく候、以上

辰八月

鶴沼宿

本陣問屋庄屋

桜井岡右衛門⑩

水野篤助様

御陣屋

右岡右衛門御願ひ申し上げ奉り候通り相違御座無く候、長兵衛儀

常々実体にて、宿村御用向見習い居り候儀ニ御座候間、右願ひの通り仰せ付けなされ下し置かれ候よう、私共においても願ひ上げ奉り候、已上

右村

庄屋惣代

国定市兵衛⑩

問屋

野口定兵衛⑩

年寄惣代

坂井銀右衛門⑩

同断

山田孫左衛門⑩

辰八月

○恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事（善五郎跡笠松村新三郎伴作七養子貫請相統願ひ）（二六一—二一〇）

恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事

この願ひは

□□通御入用

私娘ゆくと申す者、当辰年三十歳に罷り成り候ところ、私親類善五郎と申す者相統人御座無く候間中絶罷り有り候ところ、今般野田斧吉様御支配所笠松徳田新田新三郎伴作七と申す養子に貫い請け、右善五郎跡式相統仕らせたく願ひ上げ奉り候、尤も右村よりもその筋へ御願ひ申し上げ候ところ、御陣屋表相済み候はば、勝

手次第仕るべき旨仰せ渡され候由御座候、勿論親類村中納得仕り、何方にも少しも故障御座無く候間、願いの通り御聞濟み下し置かれ候よう願ひ上げ奉り候、以上

鶴沼村

辰正月

文左衛門印

水野篤助様

御陣屋

右文左衛門願ひ上げ奉り候通り相違御座無く候、已後申し分御座無く候よう三通物取り替えさせ申すべく候間、何卒当人願ひの通り御聞濟み下し置かれ候よう仕りたく願ひ上げ奉り候、以上

右村

庄屋

桜井岡右衛門印

○恐れ乍ら御達し申し上げ奉り候御事（山田屋五助方の泊り客所持品盗難に遭うにつき）（二六―八〇）

恐れ乍ら御達し申し上げ奉り候御事

一 紺染木綿股引

一 筋

一 木綿帯黒

一 ツ

一 銭五六文程

一 紺染木綿三布風呂敷

一 ツ

四品

右は、当月三日暮れ方、年の頃二十五・六歳の男一人、当宿木銭宿相勤め候山田屋五助と申す者へ向相越し、宿致させ呉候よう打ち頼み候につき、宿五助より当宿の儀、都合一人旅の者は問屋場より指図これ無く候てはえ留め申さず由断り申し聞せ候ところ、右旅人申し聞せ候は、私義は関大門町川嶋屋茂兵衛伴妻五郎と申す者にて、今昼後関表出づべき、それより継鹿山開帳へ参詣、犬山表用事これ有り候につき相廻り、帰り候由申し聞せ、私義御心遣い御座無き者の由申し立て、いづれにも一宿致させ呉候よう至って打ち頼み候につき、よんどころなく留め申し候由申し聞き候、しかるところ尚亦同夜五ツ時頃、年頃十九歳程の男一人相越し、一宿相頼み候につき、これ又いづれの国に候哉相尋ね候ところ、私義は京都表大工の由申し聞せ、全体江戸表へ稼ぎに参り候ところ、病身に相成り候につき、この度国許へ帰り候由申し聞せ、一宿相頼み候につき、これ又よんどころなく留め申し候由申し聞せ候、しかるところ同夜七ツ時頃、宿五助手水に起き候ところ、裏口一尺程明けこれ有り候につき、右は如何と心付き右留め置き候旅人相訂し候ところ、跡より泊り候十九歳程の男一人相見え申さず候につき、もし□の内に紛失物等もこれ無き哉、残り居り候旅人へ相尋ね候ところ、私所持のものも引一筋、木綿帯黒一つ、銭五六文程風呂敷に包み置き、枕元に指し置き候ところ、座敷の内に御座無き由申し聞せ候、右は跡より泊り候旅人盗み取り、逃げ去り申し候由につき、右始末漸々当七日達記出し候間、所々盗賊行衛相尋ねさせ候えども、未だ相知れ申さず候、尚亦右諸色盗まれ候旅人、当月四日早朝右盗賊東筋へ相越し候儀も計り難く候につ

き、私等はこれより太田川を尋ね参りたき由、宿五助へ断り申立、太田川迄尋ね参り候ところ、右場所にては今朝より右体の者越させ申さず候由承り、それより尚亦下麻生辺り迄尋ね参り候ところ、一向相知れ申さず候由にて、尚亦四日暮六ツ時頃立ち帰り、宿五助の妻始め委細に申し聞き一宿致し立たず、五日もはや右盜賊行方早速相知れ難く候ゆえ、一旦関表へ引き取り、宿払いの儀は追々跡より指し送り申すべき由に断り申し立て候間、いづれ宿銭の儀は、勘定御座無く候ては当宿出立致させ申由掛け合いに及び候ところ、左候はば関表まで一人附け遣わし呉候よう申し聞せ候由につき、五日早朝人足一人指し添え、関表迄送り遣わし候ところ、右所大門町中程迄相越し候ところ、右の者盜賊の由にて大勢人集めて召し捕り掛り候ところ、右所より横町迄逃げ込み、それより山の中へ逃げ去り、もはやいづ方へ参り候にも相知れ申さず候次第に相成り、当宿より付き添い参り候者もその成りにて引き取り申し候由、宿五助より申し聞き候、これに仍り右始末御達し申し上げ奉り候、以上

午四月

鶴沼村庄屋

桜井岡右衛門

水野篤助様

御陣屋

(後略)

○恐れ乍ら御達し申し上げ奉り候御事(大安寺末寺知足院へ盜賊忍入るにつき)(二六―二二二)

恐れ乍ら御達し申し上げ奉り候御事

一上布	一掛け
一古キ木綿花色染袷	一枚
一木綿袋	一ツ
一白足袋	一足
一さらさ風呂敷	一ツ
一小嶋木綿単物	一ツ
但茶三十嶋	
一もぢ衣	一枚
一木綿白衣	一枚
一木綿浅キ単物	二枚
一赤銅風呂釜	一口
一鍬	一挺
一鋸	一丁
一銭	六百文

右は当村禅宗大安寺末寺知足院と申す寺へ、当六月晦日夜、盜賊忍び入り、右諸色盜み取られ候旨申し聞かされ候間、盜賊忍び入り候様子相尋ね候ところ、六月晦日夜、当村古市場と申す所へ仏事これ有り相越され、同夜四ツ半時帰寺致され候ところ、座敷の方表側雨戸捍はずしこれ有り候につき、如何と心付き内輪見廻り候ところ、前頭品々これ無く、全く右場所より忍び入り盜み取り、

逃げ去り申し候様子に御座候につき、所々手配いたし相尋ね候えども、盜賊行衛相知れ申さず候につき、右の趣寺社御奉行所へは大安寺より御達し申し上げられ候、これに仍り御達し申し上げ候、以上

卯七月

桜井岡右衛門

水野篤助様

御陣屋

庄屋惣代

桜井岡右衛門

亥十一月

○恐れ乍ら願い上げ奉り候御事（事情により今回の御用勤められずにつき）（二六―八七）

恐れ乍ら願い上げ奉り候御事

一 今般私共三人の内一人御用の儀これ有り、当十四日水野啓蔵様に隨身仕り、罷り出で候よう仰せ付けなされ畏み奉り候、しかるところ、銀右衛門儀は人馬御割増願いの儀につき太田宿より伏見宿表へ罷り出で候、留守の儀且つ伝兵衛儀は持病の腹痛差し発し候居り、併し平臥のみにて御座無く候ところ、此節御年貢取り建て時節につき、駆け廻りの外は相成るべくだけ右御用相勤め居り候えども、頃日中は時々痛み軽重仕り候、脚気の節遠方遠廻り等の儀は中々仕り難く、ついでには長兵衛儀今般御

用相勤め候筈に申し合わせ、既に雨具等用意仕り、十四日昼後出立のところにて、父岡右衛門儀俄に瘧氣取り詰め見放し難く、ついでには代銀にて御用相勤め候儀伺い奉り候間も御座無く、銀右衛門儀も途中より持病の足痛にて罷り帰り候仕合に差し懸り、御用御間闕けず候ようにと存じ奉り、やむをえざる事と弥左衛門儀、長兵衛代役に指し立て申し候、誠に恐れ多き取り計らいに候えども、実に前許の次第余儀なき訳につき、今般御差人に御用御間に合い申さざる段、何卒御勘弁御慈悲を以て御容赦成し下し置かれ候よう仕りたく願い上げ奉り候、以上

辰

十二月十四日

坂井長兵衛

坂井銀右衛門

坂井伝兵衛

円城寺

御役所

○恐れ乍ら御達し申し上げ奉り候御事（娘いしへ袷一枚持参御届につき）（二六―三四）

恐れ乍ら御達し申し上げ奉り候御事

一 袷

一枚

右は、当村うめ娘いし、牢内へ綿入れ并に襦袢取り寄せ方相願い候ところ、右綿入れは持ち合わせこれ無く、襦袢は着け仕り居り候につき、右袷を去る四日持参仕り、御勘定所へ御届け申し候上、

町方御役所へ持ち出し、翌五日帰村仕り候、これに仍り御達し申し上げ奉り候、以上

未九月八日

鵜沼村庄屋

桜井岡右衛門

水野篤助様

御陣屋

○恐れ乍ら御達し申し上げ奉り候御事（いし家出、岐阜方役人召し捕りにつき）（二六一―四三）

恐れ乍ら御達し申し上げ奉り候御事

鵜沼村

うめ娘

いし年二十

右は昨十八日昼後、いし義家出仕り候ところ、近所へ参り居り候事哉と相待ち候えども、暮れ方に相成り候ても帰り申さずにつき、所々相尋ね候えども、一切行方相知れ申さず候、しかるところ、今朝にいたり追々風聞承り候ところ、昨十八日暮れ方に岐阜方御役人衆様御兩人、下役体の者両三人御召し連れ、当村境途中において、右いし御召し捕り、御連れ遊ばされ候趣承り申し候、これに仍り御達し申し上げ奉り候、以上

水野

御陣屋

○御用状継立遅滞の件及びおいし召し捕りの件につき控（二六一―四四）

恐れ乍ら御尋ねにつき御達し申し上げ奉り候御事

（中略）

岐阜

人別定廻り

青木六郎様

隠密廻り方

太田茂太夫様

外に

宅平一人附き添い

右は当村お梅娘おいし義、当七月十日、岐阜表において本町飛脚屋出雲屋利兵衛方の召使と偽り、同所菱屋方へ参り、主人の使いと申し立て、別紙書付の品々かり出し、途中より逃げ去り候につき、右人別の衆御召し捕りに至り、七月十八日出張成され、しかるところ右女の義、犬山表に懸り合いの義これ有り候につき、太田方へ御打ち合わせとして女当村へ御預け成され、太田へ御出成され、同夜八ツ時頃御帰りに相成り、太田方御熟談の上、途中御召し捕りの趣にて御召し連れ成され候、尤も犬山表に抱り候義等これ有り候ところ、すぐさま同所へ談じ遣わし候ところ、この節にては聊か懸り合の義これ無きにつき、その段町方より下役を以て御解き相成り申し候、仍って太田へ御達しの趣は、別紙にこれ

有り候、以上

覚

一川和嶋 三反

一緋縮緬二丈五尺

一紫縮緬二丈五尺

○恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事（卯作より犬山広屋武助・北野屋常右衛門に売掛り品の始末につき）（二六―三九）

恐れ乍ら願ひ上げ奉り候御事

一当村卯作より犬山広屋武助、北野屋常右衛門兩人へ、先だつて諸色売り払い候につき、段々差し入り組み下濟不行き届きに候につき、その段御出訴申し上げ置き奉り候、しかるところ犬山御家中吉田音右衛門殿と申す仁、日頃別馬に相暮らし候につき、咄し合ひ申したき儀これ有り候間、参り呉候よう申し越され候につき罷り出で候ところ、仰せ聞かされ候は、この度その村卯作より払い物出入りの始末荒増聞き及び候えども、今一応篤と承り候上、相なるべくは内濟致させたき由仰せ聞かされ候につき、これ迄の始末并に出願仕り候文言共に御咄し申し上げ候ところ、篤と御聞き訂しの上、今般双方破談におよび候儀、聊かなる儀に候間、下濟に致させ

「申したく、内実は犬山その筋御役人衆より御内意の訳もこれ」

有り、御挨拶成し下され候趣にて、売り主方より元金并に犬山まで持ち運び候人足賃八百文余は差し出し候方に致したく、左候はば買い取り候諸色相渡させ、已来右体諸色買い取り候節は、役元・親類、或いは隣家の者へ相届け候上、引き取り候筈、右商売筋の者へ申し渡しこれ有り候よう取り計らい申すべき旨、ついでには前頭運賃差し出し候儀、如何敷に候えども、全体卯作より諸色買い取り、同人々持ち運び候儀に御座候えば、全く相對買い取り候儀にも相見え候ところ、右運賃買い主より差し出し候儀は難渋にもこれ有り候間、右の分買主より差し出し、已後のしまりは急度相附け候筈について、は、双方へ規模相立ち候間、その段承知に○」

たく、売り主より元金并に犬山表迄持ち運び候人足賃八百文余のところ、差し出させ候はば、已後の締りの儀は急度御役所より仰せ渡され、後日右様買い取り候節は、役元・親類、或いは隣家の者へ届け候上引き取り候よう、御上より仰せ渡され候手順に取り計らい申すべく候、左候はば双方とも規模相立ち候間、その段承知も候はば、内熟致させたき趣、叮嚀に仰せ下され候、右は私どもにおいても元より意味合い等を以て、事を好み候儀にてはこれ無く、已後の締まり方御附け下され候はば、少々の人足賃差し出し候儀、強いて存じ寄りも無きに御座候間、右の始末にて内熟整い候えば、惣方穏やかなる儀に候間、何れとも仕るべく候、併し乍ら最早出訴仕り候儀に御座候間、私どもの了簡には行き届かず候間、その段御支配御役所へ相窺い、御願ひ下げ相叶い候儀に候はば、その意に任せ申したく、それについては以後御締まり筋の

儀はいよいよ相違も御座なく御付け下され候哉、下済に相成り候上、等閑に相成り候ては却って御上様へも恐れ入り、且つは村方へも相立ち申さず候間、その段慥か成る儀に候はば、御願い下げ取り計らい申すべき由、再応念を入れ候ところ、内実承り候えば、それぞれ相手方へも内々御渡り合ひ御座候旨仰せ聞かされ候、聊か不都合なる儀は致さざる由、急度御答えに御座候間、下済仕りたく双方納得仕り候間、恐れ多き御願いには御座候えども、先だつて御願い申し上げ奉り候願書御下げ成し下され候よう仕りたく、只管願い上げ奉り候、右一条につき已後御願いがましき儀は申し上げ奉らずは勿論、訴答とも一統帰服仕り、親類・組合よりも御願い下げ呉候よう申し出で候、何卒願いの通り願書御下げ成し下され候はば、一同有り難き仕合わせに存じ奉るべく候、以上

未

鶴沼村組頭

閏七月

坂井銀右衛門印

庄屋

桜井岡右衛門印

水野篤助様

御陣屋

○小伊木ちよんかれ一件控(二六一四八)

〔表紙〕

小伊木ちよんかれ一件控え

清須方

柳川広左衛門様

太田方

富田八十郎様

恐れ乍ら御達し申し上げ奉り候御事

一今般清須方御役人様丹羽郡河北村へ御越し遊ばされ、鶴沼村において当三月十日、井ノ口村定蔵と申す者請負ちよんかれ致させ候由、右請負人并に庄屋・組頭共罷り出で候よう御召状参り候につき、当村小伊木分若き者、武兵衛・伝七・治兵衛召し連れ、罷り出で候ところ、当三月十日、井ノ口村定蔵請負ちよんかれ致させ候由、右始末委しく申し上げ候よう仰せ付けられ、右は武兵衛始め外二人より当三月上旬頃、隣村前渡村通り掛り候節ちよんかれ致し居り候につき、立ち寄り申し候節、三人申し合わせ慰に一日参り呉候よう相頼み置き候ところ、同月十日定蔵始め三人連れにて参り候につき、当村治兵衛と申す者軒の下にてちよんかれ致させ、その夜遅く候につき、同村林蔵と申す者相頼み一宿致させ、ちよんかれ料として金一分二朱差し遣わし、林蔵よりは酒一升、右分の礼として遣わし申し候、右は全く慰みのみにて餞別等は請け申さざる儀に御座候、勿論役所へも相届け申さず候えども、ちよんかれ始まり候節、聞きに御出下され候よう申し遣わし候儀に御座候由申し上げ候

一組頭長三郎、惣七、十右衛門より申し上げ候は、当三月十日、人多く寄せ集まり申し候につき、何事と存じ候ところへ、若き者よりちよんかれ致させ候間、聞きに御出で下され候よう申し越し候につき、右は甚だ以て不都合の次第に候えども、最早ちよ

恐れ乍ら右願いの通り御聞済み成し下し置かれ候はば、有り難く存じ奉るべく候、以上

鵜沼宿

年寄惣代

未

安右衛門印

三月

問屋

桜井岡右衛門印

水野篤助様

御陣屋

○恐れ乍ら御達し申し上げ奉り候御事（公儀御用・諸家諸大名の旅籠錢につき）（二六一―五七）

恐れ乍ら御達し申し上げ奉り候御事

御通行の御方旅籠錢の儀、米価高直の訳を以て難渋申し立て、増相い願ひ候宿方もこれ有る由、それについて天明七末年、米穀高直につき旅籠錢御払い方御公儀様御触れの趣も御座候由、ついでには御公儀御用御通りの御方様旅籠錢御勘弁品も附け居り候哉、且つこの節右よりの御触れはこれ無く候えども、米価高直については、右体御通行の御方様旅籠錢、何とか差別もこれ有り哉、天明年并にこの節とも宿々の取り扱い方、品行取り調べ御達し申し上げべき旨畏み奉り候、右は当組合の宿々の義は内輪申し合わせ、左の通り取り扱い申し候

一御公儀御用にて御通行の御方様は、御朱印御証文等御所持これ

有り、木錢并に所相場を以て米代御払これ有り、別段御勘弁品等御座無く候

但し、天明年も当時同様にて、木錢米代申し受け候義に御座候

一諸家様方御旅籠錢、当二月より七月迄は上分御一人につき二百二十四文より二百四十八文まで、下分御一人につき百七十二文より二百文迄、八月上旬よりこの節に至り候ては、御一人二百文より二百二十四文まで、下分御一人百四十八文より百七十二文迄にて、御引合次第申し受け候義に御座候

一天明年米穀高直の節は、御公儀様御代替わりの砌にて、諸大名様并に社家、寺院方、御朱印御引き替えにて御判物に御附添えの御方御通行繁々、別して諸色高直にこれ有り、上分御一人三百文より二百六十文迄、下分御一人二百文位申し請け候義に御座候、仍って御尋ねの趣、宿々連印を以て御達し申し上げ候、以上

午

九ヶ宿

九月

問屋

水野篤助様

御陣屋